

令和3年

第1回市議会定例会 議案第38号

函館市指定障害者支援施設の人員，設備および運営に関する  
基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について  
函館市指定障害者支援施設の人員，設備および運営に関する基準等を  
定める条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月25日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市指定障害者支援施設の人員，設備および運営に関する  
基準等を定める条例等の一部を改正する条例  
(函館市指定障害者支援施設の人員，設備および運営に関する基準等  
を定める条例の一部改正)

第1条 函館市指定障害者支援施設の人員，設備および運営に関する基  
準等を定める条例（平成25年函館市条例第15号）の一部を次のよ  
うに改正する。

第3条第3項中「責任者を設置する等」を削り，「講ずるよう努め  
なければ」を「講じなければ」に改める。

第5条第1項第4号中エを削り，オをエとする。

第7条第1項中「およびエ」を削り，同条第2項各号列記以外の部  
分中「オならびに」を「エならびに」に改める。

第15条第1項中「平成25年函館市条例第14号」の後ろに「。  
以下この項および第36条第3項において「指定障害福祉サービス等  
基準条例」という。」を加え，「同条例」を「指定障害福祉サービ  
ス等基準条例」に改める。

第27条第5項中「いう」を「いい，テレビ電話装置その他の情報  
通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うこと  
ができるものとする」に改める。

第36条の見出しを「（職場への定着のための支援等の実施）」に

改め、同条に次の2項を加える。

3 指定障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援（指定障害福祉サービス等基準条例第194条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、第1項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（指定障害福祉サービス等基準条例第194条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整を行わなければならない。

4 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第2項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第46条各号列記以外の部分中「第52条」を「第52条第1項」に改める。

第47条に次の1項を加える。

4 指定障害者支援施設は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第47条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第47条の2 指定障害者支援施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定障害者支援施設は、従業員に対し、業務継続計画について周

知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施しなければならない。

- 3 指定障害者支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第49条第3項中「前2項」を「第1項および第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 指定障害者支援施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第50条第2項中「、指定障害者支援施設」を「、当該指定障害者支援施設」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定障害者支援施設における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定障害者支援施設における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定障害者支援施設において、従業者に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第52条に次の1項を加える。

- 2 指定障害者支援施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定障害者支援施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第53条に次の1項を加える。

- 3 指定障害者支援施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的

開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第59条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第59条の2 指定障害者支援施設は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定障害者支援施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定障害者支援施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(函館市指定障害者支援施設の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 函館市指定障害者支援施設の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（平成30年函館市条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則第2条中「平成33年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和4年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の函館市指定障害者支援施設の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例（以下

「新条例」という。)第3条第3項および第59条の2の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

第3条 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第47条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症の予防およびまん延の防止のための措置に係る経過措置)

第4条 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第50条第2項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(身体拘束等の禁止に係る経過措置)

第5条 施行日から令和4年3月31日までの間、新条例第53条第3項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(提案理由)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、指定障害者支援施設の事業の一般原則、人員の基準等に関する規定を整備するため